

予約制乗合タクシーの運行継続条件、運行評価の方法について

1 運行継続条件について

予約制乗合タクシーの運行継続条件を、次のとおり設定し、いずれかの条件に達したか否かにより評価する。

収支率	20%以上
1日当たりの利用者数	19人/日以上

2 運行評価の方法等について

予約制乗合タクシーの運行評価は、実証運行期間中の利用実績、収支状況等を検証した上で、運行継続条件に達する場合は、本格運行へ移行する。運行評価は、実証運行期間中に行うこととする。

運行継続条件に達しない場合は、地域の交通を考える長狭地域協議会及び鴨川市地域公共交通会議において、運行改善策（運行計画の見直し等）や利用促進策の検討を行い、必要に応じて、実証運行期間の延長などを含めて協議する。

なお、本格運行へ移行した場合でも、毎年度、運行継続条件の評価を行い、継続や見直し、終了の可否を地域の交通を考える長狭地域協議会及び鴨川市地域公共交通会議で協議し、判断する。

■運行評価の流れ

【平成 30 年 12 月】

予約制乗合タクシー実証運行開始

<中間報告>

運行継続条件の評価

未達成

達成

運行計画の見直し等

【平成 32 年 4 月～(予定)】

【平成 32 年 4 月～(予定)】

本格運行(運行継続)

実証運行の延長

達成

<中間報告>

達成

運行継続条件の評価

未達成

運行継続条件の評価

未達成

運行計画の見直し等

運行継続

<中間報告>

運行継続条件の評価

達成

最短：平成 33 年 3 月末まで

未達成

運行終了

※運行計画の見直し等＝運行改善策(運行日、運行時間、車両数、乗降場所の見直し等)の検討
利用促進策の実施 など